

平成21年度第3回福島県農業振興審議会議事録

- 1 日 時 平成21年12月25日(金) 13:30~16:38
- 2 場 所 杉妻会館 三階「百合」
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 議 事

- (1) 新たな農林水産業振興計画(とりまとめ案)について
全体内容について
指標について
県民へのメッセージについて

5 審議経過

(開 会)

司 会
(企画主幹)

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます農林水産部企画主幹の野地でございます。よろしくお願いたします。

会議に先立ちまして、新たな任期で農業振興審議会委員をお願いするにあたり、辞令交付を行います。順番に、お名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただきますようお願いいたします。

浅和 定次 様 お願いいたします。

高田 泰 様

長島 俊一 様

但野 忠義 様

茂木 功一 様

岸 秀年 様

大川原 けい子 様

千葉 悦子 様

伊藤 房雄 様

鈴木 里子 様

平久井 信子 様

大宮 三枝子 様

佐瀬 正 様

降矢 セツ子 様

渡部 敬二 様

武田 悦江 様

(柏村幸子委員は、到着後手渡し)

ありがとうございました。

以上をもちまして、農業振興審議会委員の辞令交付を終了いたします。

それでは、これより、平成21年度第3回福島県農業振興審議会を開催いたします。

始めに、農林水産部長よりごあいさつを申し上げます。

農林水産部長

農林水産部長の鈴木でございます。審議会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

皆様には、日頃、それぞれのお立場から本県の農業・農村の発展のため、御尽力をいただき、感謝申し上げます。

また、この度は、公私ともに御多忙の中、本審議会の委員に御就任をいただきまして、誠にありがとうございます。今後、二年間、本県農業・農村の発展のために、御助言等をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

御承知のとおり、現在国では予算の編成作業が進められておりますが、新たな農業施策といたしまして、「農業者戸別所得補償制度」の導入などにより、政策の転換を図ろうとしております。

このような状況を踏まえまして、去る12月4日に、県といたしまして、国に対し、地域の理解と協力の下に進めてきた集落営農組織等担い手への集積を一層加速させる制度とすること、地域の特色ある農業の振興が引き続き図られる制度とすることなどを要望し、さらに本格実施にあたりましては、地域の実情を反映し農家経営の安定につながる制度とすることを強く要請してきたところでございます。

また、行政刷新会議による事業仕分けでは、農道整備事業をはじめといたしまして、本県の農林水産業の施策展開に重要な事業が廃止・削減という状況がございましたことから、併せてその慎重な対応を訴えてきたところでございます。

今後とも、情報収集に努めまして、市町村・関係団体等と情報を共有しながら、本県農林水産業に関わる方々が将来に展望を持って従事していけるような制度・施策となるよう、引き続き、国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

また、先般、12月の県議会におきまして、県の新しい総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」が策定されました。農林水産業につきましては、様々な形で県民生活を支える本県の基幹産業として、生産者と消費者をつなぐ地産地消をはじめ、生産力の強化、農林水産物の高付加価値化等を進めることにより、本県の農林水産業が持つ底力を発揮してまいりたいと考えております。

本日は、これまでの審議会で御検討いただきました内容等を踏まえ、

新たな農林水産業振興計画のとりまとめ案を作成してございます。その内容について、ご審議をいただく予定でございます。

委員の皆様には、どうか忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げます。あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 改めて委員の皆様を御紹介させていただきます。
始めに、第一号委員で大玉村長の浅和定次委員でございます。

浅 和 委 員 はい、浅和です。よろしくお願ひします。

司 会 続きまして、第二号委員で、福島県農業会議常任会議員の高田泰委員でございます。

高 田 委 員 高田です。よろしくお願ひします。

司 会 同じく、福島県農業協同組合中央会常務理事の長島俊一委員でございます。本日は、長島委員が所用により欠席しておりますので、代理で中央会参事の川上雅則様でございます。

長 島 委 員 川上です。よろしくお願ひいたします。

(代理 川上氏)

司 会 同じく、社団法人福島県畜産振興協会会長の但野忠義委員でございます。

但 野 委 員 但野でございます。いろいろお世話になります。

司 会 同じく、福島県土地改良事業団体連合会専務理事の茂木功一委員でございます。

茂 木 委 員 茂木でございます。よろしくお願ひいたします。

司 会 同じく、福島県食品産業協議会会長の岸秀年委員でございます。

岸 委 員 岸でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司 会 同じく、JA福島女性部協議会会長の大川原けい子委員でございます。

大川原 委 員 はい、大川原でございます。よろしくお願ひいたします。

司 会	続きますして、第三号委員で福島大学行政政策学類教授の千葉悦子委員でございます。
千葉 委員	千葉でございます。よろしくお願いいたします。
司 会	同じく、東北大学大学院農学研究科准教授の伊藤房雄委員でございます。
伊藤 委員	伊藤です。よろしくお願いいたします。
司 会	同じく、郡山女子大学家政学部食物栄養学科教授の鈴木里子委員でございます。
鈴木 委員	鈴木です。よろしくお願いいたします。
司 会	同じく、福島県消費者団体連絡協議会の平久井信子委員でございます。
平久井 委員	平久井でございます。よろしくお願いいたします。
司 会	同じく、ふくしま花案内人の大宮三枝子委員でございます。
大宮 委員	大宮です。よろしくお願いいたします。
司 会	同じく、福島県指導農業士会副会長の柏村幸子委員でございます。
柏村 委員	遅れまして申し訳ございませんでした。柏村です。どうぞよろしくお願いいたします。
司 会	同じく、福島県認定農業者会副会長の佐瀬正委員でございます。
佐瀬 委員	はい、佐瀬でございます。よろしくお願いいたします。
司 会	同じく、社団法人日本農業法人協会副会長の降矢セツ子委員でございます。
降矢 委員	はい、降矢でございます。よろしくお願いいたします。
司 会	公募委員でお願いいたしました、渡部敬二委員でございます。

渡部 委員	渡部です。よろしくお願いします。
司 会	同じく、公募委員の武田悦江委員でございます。
武田 委員	武田です。前回に引き続きまして、よろしくお願いいたします。
司 会	<p>なお、田村市長の冨塚宥暲委員は、本日、所用のため、欠席されております。</p> <p>以上、18名の委員のうち、本日過半数を超える17名の委員の皆様の御出席をいただいておりますので、本日の審議会は、有効に成立しております。</p> <p>また、本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、一般県民に公開することとなっておりますので、予めご了承願います。</p> <p>それでは、これより、会長及び副会長の選任をお願いしたいと存じます。本日の審議会は、新たな委員の委嘱後、初めての審議会でございますので、会長と副会長を選任することとなります。</p> <p>福島県農業振興審議会規則第3条の規定によりまして、「当審議会の会長・副会長は委員の互選により定める」とされております。会長・副会長の選任につきまして、御意見がございましたらお願いしたいと存じます。</p>
浅和 委員	事務局案をお示しいただきたいと思えます。
司 会	ただ今、事務局案を示してほしいという御意見がございましたが、いかがでございましょうか。
(委 員)	(異議なし)
	ありがとうございます。御異議がないようでございますので、事務局から提案願います。
事 務 局 (農林企画課長)	<p>それでは事務局より御提案させていただきたいと思えます。</p> <p>会長には、農業・農村に幅広い見識をお持ちである福島大学の千葉委員に引き続きお願いすることを御提案いたします。</p> <p>副会長につきましても、生産者の代表といたしまして、同じく佐瀬委員をお願いすることを御提案いたします。</p>

<p>司 会</p> <p>(委 員)</p> <p>(千葉委員、 佐瀬委員)</p>	<p>ただ今、事務局より会長に千葉委員、副会長に佐瀬委員をお願いしてはどうかという提案がございましたが、皆様いかがでございましょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。御異議がないようでございますので、会長は千葉委員に、副会長は佐瀬委員をお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。</p> <p>(了承)</p> <p>ありがとうございます。皆様の互選により、会長に千葉委員、副会長に佐瀬委員が選任されました。</p> <p>それでは、千葉会長、会長席へお移り願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今、会長に選任された千葉でございます。</p> <p>会長就任にあたり、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。</p> <p>この審議会は、福島県の農業の振興に関する基本的な事項について審議するという場であると思います。前任期に引き続きまして、会長に選任されたということで、大変光栄に感じておりますし、また、責任も重く受け止めております。どうぞ2年間よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>先ほど部長からもお話がありましたように、国の農政がかなり大きく動いていく可能性もございます。そういったことも見極めながら、皆様方の御指導・御助言をいただき、福島県の農業・農村の振興が図れるよう進めていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>特に、今年度は、基本計画を審議するというこゝで、多くの方々は、前任期に引き続き、委員をお引き受けいただけてるかと思ひます。</p> <p>(皆様には) どうぞ、積極的に御発言いただき、基本計画をまとめていければと思ひております。</p> <p>今日は、短時間ではございますが、とりまとめ案をまとめたいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>今後とも、どうぞよろしくお願ひします。</p>
<p>司 会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、佐瀬副会長からごあいさつを頂戴したいと存じます。よろしくお願ひします。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>ただ今、御紹介にあずかりました、福島県認定農業者会の副会長をしております佐瀬と申します。</p> <p>前回の審議会に続きまして、今回もまた副会長ということで、大変責任を感じております。</p>

私は、2年前に審議会委員として選任されまして、その当時からは、今の農業情勢は、考えもつかなかったような事態が起きております。今後どうなるのか、(認定農業者会の)会員共々心配をしているところでございますが、県としても、時代を先取りして、県の振興計画を策定するというところで、大変期待をしているところでございます。

どうぞ皆様の、忌憚のない御意見を頂戴して、今後の福島県の農業のあり方を是非、御審議していただきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

司 会

ありがとうございました。
ここで、県側の職員を紹介申し上げます。
鈴木農林水産部長でございます。

農林水産部長

よろしく申し上げます。

司 会

小野技監でございます。

技 監

よろしく申し上げます。

司 会

畠政策監でございます。

政 策 監

よろしく申し上げます。

司 会

穴戸農業支援担当次長でございます。

次 長

よろしく申し上げます。

(農業支援担当)

司 会

須永生産流通担当次長でございます。

次 長

よろしく申し上げます。

(生産流通担当)

司 会

松浦農村整備担当次長でございます。

次 長

よろしく申し上げます。

(農村整備担当)

司 会

飯東森林林業担当次長でございます。

次 長

よろしく申し上げます。

(森林林業担当)

司 会 門馬農業総合センター所長でございます。

農業総合
センター所長 よろしく願いいたします。

司 会 なお、関係課長及び各農林事務所長も出席しておりますが、出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。本日の資料につきまして、事前にお送りいたしました資料1、計画のとりまとめ案でございます。それから、資料2-1、2-2、2-3、それぞれ意見に対する対応ということでまとめてございます。A3版の資料3は指標関係でございます。また、本日お配りいたしました、次第、出席者名簿、席次表、委員名簿でございます。

もし、不足等がございましたら、事務局までお申し出いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきます。

進行につきましては、「福島県農業振興審議会規則」に基づき、千葉会長に議長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、規則に基づきまして、議長を務めさせていただきたいと思
(会 長) います。

まず、議事録署名人を指名したいと思います。議長指名でよろしいでしょうか。

(委 員) (異議なし)

どうもありがとうございます。

それでは、副会長の佐瀬正委員と長島俊一委員に議事録の署名をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

長島委員は今日、いないのですね。そうしましたら、茂木委員をお願いいたします。

(茂木委員、
佐瀬委員) (了承)

では、議事に入りたいと思います。

まず、新たな農林水産業振興計画(とりまとめ案)全体内容について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

農林企画課長 事務局を担当させていただいております農林企画課の高梨でございます。よろしく願いいたします。

若干、説明が長くなりますので、恐縮でございますが座って説明させていただきます。

資料の説明の前に、これまでの経過と本日御審議いただく内容につきまして、確認させていただきたいと思っております。

まず、資料1「新たな農林水産業振興計画（とりまとめ案）」を御準備いただきまして、表紙を開いて目次を御覧いただきたいと思っております。

「新たな農林水産業振興計画」の策定にあたり、前回の審議会では中間整理案として、目次にあります「第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿」、「第4章 施策の展開方向」、「第6章 地方の振興方向」をお示しいたしまして、御審議いただいたところです。若干の修正はございますけれども、概ね御了解いただいたと考えております。

本日は、中間整理案で調整中としておりました「第1章 総説」、「第2章 農林水産業・農山漁村を巡る情勢」、「第5章 重点戦略」。「重点戦略」につきましては、中間整理案で「戦略的に取り組む重点施策」としていた項目でございます。

それから、「第7章 計画の実現のために」、これらを中心に説明させていただきます、御審議いただきたいと存じます。

併せまして、前回の審議会の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、修正を加えた部分につきましても、説明させていただきます。前回の審議会からいただいた御意見等は、資料2-1にまとめておりますので御覧ください。また、資料の2-2、資料2-3につきましては、11月に実施しましたパブリックコメントと県内3方部で実施しました、地方説明会でいただいた意見と対応をまとめております。これらにつきましても、後ほど説明させていただきます。

それでは、資料1の1ページをお開きください。

「第1章 総説」です。第1章につきましては、前回の審議会でも若干お話させていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。

「計画策定の趣旨」ですが、農林水産業・農山漁村を取り巻く情勢は、急激に変化しているということで、今後見込まれる政策課題に適時的確に対応することが求められているということです。そういったことを踏まえ、将来にわたり、夢と希望の持てる農林水産業・農山漁村を築き上げることを目指して、この計画を策定するということです。

計画の位置づけですが、先ほど部長のあいさつにありましたとおり、県の総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」における農林水産部門の計画であります。また、農業・農村分野につきましては、県の農業・農

村振興条例第 19 条に定める基本計画であります。

「第 3 節 計画期間」ですけれども、子どもたちが社会を担う将来のあるべき姿を描くということで、概ね 30 年程度先を展望しながら、22 年度から 26 年度までの 5 年間の計画となります。

「第 2 章（農林水産業・農山漁村を）巡る情勢」です。前回は、お示ししておりませんでしたので、現在いろいろと御意見をいただいているところです。

「第 1 節（福島県の農林水産業・農山漁村を）巡る情勢の変化」ということで、1 番目としては人口減少、超高齢社会の到来でございます。

11 行目、12 行目辺りですが、農山漁村では高齢化が著しく、就業人口では 65 歳以上の方が 61 % を占めており、生産構造の弱体化が深刻な課題です。

2 番目としまして、グローバル化の進展でございます。現在も、世界的な金融、経済危機が必ずしも回復している状況にはないということですから、23 行目にあるとおり、特に食料については深刻で、新興国や人口増加等の中で、食料の安定期供給がなかなか難しい状況にある、という内容でございます。

また、25 行目、水産物につきましても、多くの国で近年、魚が健康食として見直されてきていることから、需要が高まってきているということです。

木材についても、これまで輸入していた外材が関係国の関税引き上げ等の影響を受け、国産材の需要が高まっているという問題があります。

それから、31 行目、いわゆる WTO、EPA・FTA 交渉の結果によっては、深刻な影響を及ぼすことが懸念されるということです。

3 ページでは、「安全・安心に対する関心の高まり」です。ここには、農林水産省が行いました食料供給に対する国民意識の変化として、平成 12 年と 22 年の調査結果を並べて比較したものです。これらを見ていただきますと、食料を購入する際、国産品を選択するという方が多くなっている。また、食料輸入に不安がある、自給率が低いという意識が高いという内容でございます。

4 番目、「地球温暖化の進行」ということで、15 行目、福島市の平均気温が 100 年間で約 1.5 上昇しているという内容です。その影響として、稲の出穂期の早期化やリンゴの着色不良などが顕在化している状況でございます。

また、19 行目、地球温暖化の防止に向けた森林による吸収源対策、温室効果ガスの排出抑制と併せ、様々な適応策の確立に取り組むことが求められているということです。

5 番目、「本県の特徴的な取組み」でございます。環境との共生ということで、県では、従来から持続可能な農業生産を推進しており、エコファーマーや化学肥料・化学農薬を2割削減という栽培方法を行ってきたわけですが、エコファーマーの認定件数は全国一になっています。そこから、ステップアップして特別栽培や有機栽培の取組み拡大にあたっているということ。また、平成18年度からは、森林環境税を導入しまして、森林整備等を行っているという内容です。

それから、「絆づくり」ということで、現在、安さを求める風潮が強く、なかなか生産コストについては、消費者の関心が低いということがあるわけです。そうしたことから、37行目ですが、平成18年度から、農林漁業者、消費者、商工業者等が相互理解を深める関係を構築するというところで「絆づくり」を進めていくということなのです。

4ページに移ります。(3)「農林水産業の6次産業化、農商工連携」でございます。御説明するまでもなく、6次産業、農商工連携として、現在も様々な取組みを行っておりますが、どうしても他産業と比べて所得が低くなりがちな農林漁業者の所得向上や農山漁村の活性化のため、取組みの強化が求められているという状況になっております。

5ページは、第2節「福島県の農林水産業・農山漁村のポテンシャル」です。これらにつきましても、前回、概要についてお話し申し上げたところですので、項目を御覧ください。

1番目として、恵まれた県土と自然条件があるということです。広大な県の面積、また海については親潮と黒潮の潮目にあたるということで、豊かな漁場を形成しています。地域的な自然条件等から地域性豊かな農林水産業が営まれているということです。

2番目の有利な地理条件として、首都圏から約200km圏の位置にあるということです。そうした近隣性、それから高速交通網を生かしながら、様々な交流等が行われています。

3番目として、調和のとれた7つの生活圏でございます。地理的、歴史的、文化的条件により一定のまとまりを持った7つの生活圏が形成されており、大都市に偏重しない自立的な地域づくりが進められているということです。

また、6ページの温かな県民性についてはそのとおりだと思います。

5番目「県民の意識」です。農山漁村への期待として、県の世論調査と国の世論調査について比較したものでございます。少し見にくいかもしれませんが、薄い横棒が県の世論調査です。また、黒い方が内閣府が行った世論調査でありまして、農山漁村への期待という項目の中で、何

を期待するののかという内容です。内閣府の世論調査の一番上の段を見ていただきますと、一番多かったのは「食料を生産する場」です。それに対して、真ん中辺り、「地域の人々が働き生活する場」、これは県の世論調査の方が 65.7 %で内閣府の調査を上回っているということで、農山漁村を身近に感じているのではないかと思われれます。

7ページにつきましても、食料自給率の向上に関する意識ということで、これらについても、やはり県の場合、国産、県産の食材を積極的に購入するという方が多くなっております。また、一番下にありますとおり、食べ残しを減らす活動を行っている方の割合も高くなっています。

それから、第3節「福島県の農林水産業の現状と役割」でございます。現状と役割としてそれぞれ、農林統計等からの数値を元に記載しているところす。

1番目は農業資源、2つ目として森林資源。森林面積は県土の約 71 %を占めているという内容になっております。

それから、9ページに、水産資源です。先ほど申し上げたように、潮目の海が福島県沖にあるため、良好な漁場に恵まれているということです。そのため、多種多様な魚介類が水揚げされるということです。

4番目には、農林水産業の就業者と産出額です。これも平成 12 年度と 17 年度の比較で記載しております。農業就業者、林業就業者、それから、漁業就業者は年度の取り方が若干異なりますが、漁業センサスからの数値になっております。また、10ページは、産出額関係です。平成 15 年から 19 年の農業産出額の推移、同じく林業の産出額、沿岸漁業産出額となっております。

11ページをお開きください。主要な農林水産物として、主なものを記載しております。収穫量、全国のシェア、全国の順位などを記載しております。

12ページは、6番目「農林水産業・農山漁村の役割」でございます。(1)食料や木材の安定供給ということで、3行目に、食料は、国民の「いのち」と「くらし」に欠かすことのできない基礎的な資源であります。それから、木材は我が国の気候風土に適した快適な住環境の創造に不可欠な資材であります。それらを安定的に供給するのが農林水産業の役割になっているということです。

それから、地域経済への貢献ということです。確かに県内総生産額に占める農林水産業の割合は少ないわけですが、やはり農林水産業というのは地域における就業機会の確保とか、定住を促進する役割を担うということです。農林水産業が基幹産業としての役割を果たしていくことが求められております。

また、地域社会の形成ということで、21行目の後半で、農山漁村は、

住む人に豊かな環境と誇りを、訪れる人にはほっとする安らぎを与える地域社会を形成していくということで、ここに、ほっとする安らぎという言葉を入れております。今回、県の総合計画「いきいきふくしま 創造プラン」が策定されたわけですが、「人がほほえみ、地域が輝く、ほっとするふくしま」という基本目標を掲げるところであります。

それから、(4)多面的機能の発揮として、県土の保全、水資源のかん養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など様々な役割を持っており、非常に幅広い多面的な機能を発揮しているということです。

これが、第1章、第2章でございます。

次に、第5章の重点戦略を御覧ください。147ページになります。先ほど申し上げましたように、前回の中間整理案では、5年間に戦略的に取り組む重点戦略として、概略をお示したところです。囲みの中をご覧いただきますと、重点戦略は、基本的な施策の展開方向に立脚しながら、担い手の育成、所得の確保、生産力の強化を図るため、当面する5年間に重点的・戦略的に取り組む施策を示したものです。ここでは8本の重点戦略を掲げております。それぞれ簡単に説明させていただきます。

なお、国の予算、県の予算等々が関係してきますので、考え方として整理しております。これらに基づき、今後の5年間、事業等を展開していくための考え方を示していることを御理解いただきたいと思います。

重点戦略の1番「みんなのチカラで自給力向上プロジェクト」です。ここでは、地域における食料自給力の向上と農業への理解促進を図る活動を行っていくということです。具体的な取組内容を御覧いただきますと、2つ目の「集団給食等を起点とした食材の地産地消の推進」でありまして、安定した需要が見込める事業給食、例えば学校、病院、事業所等々があるわけですが、それらについて地域の食材の積極的な利用促進を図っていく。3つ目の「耕作放棄地の有効活用の促進」として、多様な担い手による有効活用の支援、教育ファーム等の取組みを支援していくという内容になっております。

151ページになります。重点戦略の2「ふくしまの恵みイレブン強化プロジェクト」です。本県の農林水産物には全国的に誇れる数々の品目がありますが、そこから11品目を選び、生産力の向上並びに販売促進活動を強化し、さらに輸出促進に重点的に取り組んでいくという内容になっております。囲みにありますとおり、11品目として、米、きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なし、りんどう、福島牛、地鶏、ヒラメ、ナメコでございます。これらの生産拡大、それからプロモーション活動を行っていくという内容になっております。

153ページをお開きください。重点戦略の3番目「有機農業の産地形成を目指した環境と共生する農業の推進」です。本県においては、従来

から環境と共生する農業に取り組んできたところがございます。有機農業の産地形成なり、生産活動、販路の確保、そういったところをシンボリックにやっていきたいというところ。併せて、環境と共生する農業ということで、エコファーマーの認定件数が日本一になっておりますけれども、そこから特別栽培、有機農業へステップアップの支援等を行っていきたいという内容です。

155 ページをお開きください。重点戦略の4「6次産業化の推進」です。1次産業、2次産業、3次産業が様々な形で融合した6次産業化を図っていくということで、農・林・水それぞれに、このような取り組みを活発化していくという内容になっております。具体的な取組内容の3つ目の、関係業者、研究機関等が連携した商品開発の促進を図っていききたいということです。

また、新しい考え方として、5つ目の、観光と連携したグリーン・ツーリズムやフォレストセラピー等による地域活性化を図っていききたいという内容となっております。

157 ページをお開きください。重点戦略の5「“ふくしまチャレンジゆめファーマー”育成プロジェクト」です。県内には様々な農業経営体がありますけれども、経営の多角化、或いは販売額の増大を考えるなどそれぞれのステップアップにチャレンジする方々があります。そういう方を支援して、経営体の方々が望むような経営体、いわゆるゆめファーマーとして育成していききたいという内容になっております。

158 ページの絵を御覧ください。真ん中より下に、経営開始、経営発展、経営確立、経営多角化と書いてあり、それぞれのところで支援をしていき、その方が考える経営体まで引き上げていききたいという内容です。

159 ページをお開きください。重点戦略の6番「新規就業者の確保・定着」です。いわゆる担い手の育成・確保については、古くて新しい問題ですが、やはり地域ぐるみで新規就業者の育成・確保を図っていくことにより、持続的な農林水産業を継続していききたいという内容になっております。これらにつきましては、取組みイメージにあるとおり、農・林・水合わせて対応していききたいということです。

161 ページをお開きください。「農業水利施設等のストックマネジメントの推進」です。いわゆる既存の建築物を有効に活用しまして、長寿命化を図る手法でございます。従来ですと、スクラップアンドビルドという考え方がありましたが、それとは違う考え方と御理解いただきたいと思っております。生産基盤を支える農業水利施設、農林道のトンネル、橋梁に対してストックマネジメントを推進していくということです。それにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を通じて地域の自給力の維持・増強を図っていききたいという内容になっております。

163 ページ、重点戦略8番を御覧ください。「県産材フル活用の促進」です。地球温暖化対策に貢献する森林の適正な整備を図りながら、県産

材のフル活用を図っていき、林業従事者の所得の向上を図っていくという内容になっております。従来、伐採された材木は、建築用材や合板等に使われ、その他の部分は、そのまま置かれて林地残材という形になったわけです。それらについても、チップやおが粉、或いはペレットストーブの燃料にするなど様々な方法を通して森林所有者の所得の向上を図っていくという内容となっております。

以上、8本の重点戦略を記載しております。これらを事業化するために、現在様々な検討を行っているところでございます。

少し長くなりますが、13ページの第3章にお戻りください。併せて、資料2-1を御覧いただきたいと思っております。

資料2-1は、農業振興審議会でいただいた意見をまとめたものです。1段目に、農業生産者に対するメッセージを入れてほしいという御意見がありました。これらにつきましては、14ページを御覧ください。30行目の後ろの方で、「強みを生かして生活の豊かさを実感しながら、多くの人々がいきいきと働いています」ということで、方向性を示したところです。

二つ目の段で、農林水産業は国家の保障産業だということを謳うべきではないかという御意見をいただきました。これは13ページの8行目、9行目を御覧ください。「農林水産業は、二つの「しょく」、食べる食と職業の職ですが、を確保し、地域経済を支え、自然・環境を守り育てる本県の基幹産業です」とここに位置づけさせていただいたところです。

三つ目の段ですが、総花的であることは分かるけれどもメリハリを持たせるべきではないかという御意見がありました。それについては、今申し上げた重点戦略として、メリハリをつけていきたいと考えております。

耕作放棄地の解消面積の件です。これにつきましても先ほど申し上げたとおり、本文中に記載しておりますけれども、重点戦略の耕作放棄地の対策やみんなのチカラで自給力向上プロジェクトにおいて対策を記載しております。

次の段ですが、安全・安心は当たり前になっているのではないかということでしたけれども、安全・安心は、いつの時代も重要なものであり、さらにその+（プラスアルファ）分として有機農業の産地形成を進めていきたいということで、重点戦略の3にお示ししております。

次の御意見につきましては、86ページに農業関係団体との連携について施策の展開イメージの中で修正させていただきました。

農産物の輸出についても御意見いただきました。これについては、82ページをお開きください。82ページに県産農産物の海外輸出量、これに出荷額を追加したところでございます。

それから、農業所得の増大を掲げるべきではないかという御意見もい

いただいたところでは、これは、本文の第4章第2節で、43ページになります。ここに、農業経営の安定という指標のところ、「農業所得目標を達成した認定農業者数」として表しております。

続きまして、資料2-1の2ページをお開きください。森林審議会でもいただいた意見でございます。これらについては、一昨日、森林審議会が開催され、その中で御説明申し上げ、さらに意見をいただいたところですが、こういう形で修正させていただいております。

3ページは、水産業振興審議会でもいただいた意見です。ここでも、農林水産業を合わせたの対策等が必要ではないかという意見等をいただいたところでございます。

続きまして、資料2-2を御覧ください。これはパブリックコメントを行った際の御意見と対応をまとめたものです。

11月2日から12月1日まで1か月間、パブリックコメントを行いました。15の意見をいただいております。これによって、本文を修文するところまではいきませんでした。例えば、1ページの1番下から2つ目の欄にあるとおり、用語が分からないという御意見があり、用語解説をつけるという対応をさせていただきます。

3ページについても、計画の推進に対して参考とさせていただくという対応を考えています。内容等は、後ほど御覧ください。

資料2-3を御覧ください。地方説明会における意見と対応です。地方説明会を11月24日・25日・27日と3日間、各方部で行ったところです。そこでの意見と対応をまとめたものにございます。地方説明会ということで、地方の振興方向に対する意見等をいただいたところです。

2ページの下から3つめですが、政権が変わった場合、新たな政権と県の施策をどのように整合性をとっていくのかという御意見をいただきました。これを踏まえ、随時、国の施策を反映しながら計画を策定してまいります。この計画は、年度内に策定となりますので、国の状況等を見ながら検討していきたいとお答えしたところでございます。

一部ではございますが、このような形でそれぞれ意見等をいただきました。大きく変わったところについては、今ほど申し上げたところでございます。

もう一度、本文にお戻りいただき、13ページをお開きください。

第1節基本目標の一番下の部分ですが、前回の中間整理案では、県民へのメッセージということで、「ふくしまの食」とか「ふるさと」などをキーワードとしたメッセージのイメージを3点ほど掲げていたところ

ですが、そこから選ぶのではなく、新たに考えたらいいのではないかという御意見等をいただきましたので、視点を変えまして、検討してまいりたいと考えておりますので、皆様方から御意見等をいただきたいと思います。先ほども申し上げましたが、県の総合計画では、「人と地域を大切に作る」という視点から、「人がほほえみ 地域が輝く ほっとするふくしま」という基本目標を掲げているところでございます。それらに倣うわけではありませんが、従来のメッセージではなくて、新たな視点で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

第7章を御覧ください。195ページになります。

第7章「計画の実現のために」ということで、それぞれの役割について記載しております。めざす姿を実現するために、それぞれの役割を認識しながら、一体となって取り組んでいくことが必要ではないかということです。(1)県民に期待する役割、(2)農林漁業者に期待する役割、それから「商工業者」、「関係団体」、「市町村」、「県の役割」、それぞれの役割等について記載しているところです。

196ページ、2番「絆づくり運動の全県的展開」で。先ほど、本文の説明にもありましたように、県の特徴的な取組みで、絆づくり運動を展開しているわけですが、今後も関係者が一体となってみんなで支え合う絆づくり運動を展開していきたいということでございます。

また、「計画の進行管理」ということで、毎年、内容を点検・評価して、それをフィードバックしながら次年度の施策の展開にあたっていきたいという内容となっております。

以上でございます。

議

長

どうもありがとうございました。

審議に入る前に、先ほど、議事録署名人の名前を間違えました。改めて茂木委員をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、とりまとめ案についての御質問、御意見をいただきたいと思います。前回は、第3章、第4章を中心に御意見をいただきまして、それについての対応ということで、先ほど報告がありました。

しかし、第1章や重点戦略については、十分に議論しておりませんので、どこからでも結構ですが、その辺りを中心に御意見等をいただけるとよろしいかなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

これまでかなり、議論を積み重ねておりますし、全体の基本的な方向については、御理解をいただいているということではないかと思いま

す。御意見がないようですので、これでよろしいでしょうか。

浅和 委員

言いたいことは、この間、ずいぶん言ったから。だいたい、それで考えを整理してくれたようだから、これでいいだろうね。

こっちの方は異議ないんだが。(前回審議会の)会議録をもらったんだけど、私がちょっと言い足りなかったんだが、これは直した方がいいと思うんで。35 ページの上から 9 行目、「大玉村」ではなくて「二本松市」と。これは新聞に公表されていますから。ここではっきり謳っても、問題ありません。「二本松市」の場合としてくれませんか、大玉には 6 万いせんから。すぐに直していただきたいと思います。

あとは、みっちり言ったから。だいたい反映してますから、いいね。

議 長

はい。他にいかがですか。

茂木委員、よろしく申し上げます。

茂木 委員

8 ページの「福島県の農林水産業の現状と役割」のところですけども。私、福島県の農業で一番問題があるなと思っているのが、販売農家数が全国で第 3 番目なんです。しかし土地利用率は、全国でずっと低い。その中で、農家 1 戸当たりとか、1 ha 当たりの産出額が極めて低い。全国でも 30 番か 20 番の後ろの方だと思うんです。

いかにも農業雄県という資料でありますけども、一番の問題はそこだと思うので。書き方をどうすればいいのかわかりませんが、農業の三要素といったら「農家」と「農地」と「技術」だというのは、その農家についての考え方、取扱い方というか、販売農家が多すぎるのか、それでいいとするのかわかりませんが、その辺について書き込みが必要かなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

議 長

その他、関連した御質問等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。

これは、事務局から回答をいただくという形にしますか。御意見という形でよろしいですか。もし、事務局から回答がありましたら申し上げます。

農林企画課長

ただ今の御意見でございますが、9 ページ、4 番目「農林水産業の就業者と産出額」という項目がありますので、この中で検討させていただきたいと思います。特に農業関係は、10 ページですが、そちらで検討させていただきます。

議 長

他にいかがでしょうか。

岸 委 員 全然違うことでもよろしいでしょうか。

議 長 はい、どうぞ。

岸 委 員 第7章の「計画の実現のために」で、県民、農林漁業者うんぬんとある(1)「県民に期待する役割」のところ。前の項目で「自給率の向上」とかそういうのを謳っていると思うのですが、自給率を向上するには、やっぱり県民がそのことを理解しないとできないのではないかと思うので、県民に期待する項目にそのことを書いていただけたらなと思います。

議 長 今回の御意見は、(県民に期待する役割として)具体的な中身を少し記載した方がいいということですか。

岸 委 員 要は、県民が自給率を上げようと思わないと、実際に自給率は上がらないと思うんです。自給率を上げましょうと(本文)中には書いてあるんですけど、県民が実際に自給率を上げようと思わないと自給率は上がらないんで、そのことをちょっと書いていただければと。追加でも追記でもいいんですけど、県民に期待する項目として。

議 長 それは、期待する役割の中にとということですか。

岸 委 員 そうです。そうです。

議 長 事務局としては、(本文)中の方で具体的にそのことを示していると考えているのではないかと思うのですが。

岸 委 員 それは、全体論の話でしょう、前に書いてあることは。
そうではなくて、これは県民の役割だと思っているんです、私は。農業者だけがいくら頑張ってくれても自給率は向上しないと思っていますので。

降 矢 委 員 (食料)自給率を上げないと困るのは消費者だと思うんです、私は。農民は自分の生活のため、ある程度の生活ができればいいわけだから、自給率が上がらないと困るのは、実際には、食料を食べる消費者だと私は思うんです。だから、その部分が、きちんと明記されていた方がいいと岸さんはおっしゃってるんだと思うんです。

議 長 他の方はどうですか、何か御意見あれば。県民に期待する役割の部分が弱いのではないかと、ということですが。

但野 委員

(食料)自給率の話が出ましたけれども。経済状況がこういうふうに変化傾向になりつつある中で、我々が今非常に問題視しているのは、経済情勢によって、価格が下げられる、安いものを中心に買うという消費者の嗜好が出てきている。それが自給率を下げる要素になりつつある。それによって、私が管轄している畜産では、まず牛肉がダメ、ここに来て、今まで好まれていた豚もダメ(になってきている)。消費者は肉を食べないわけではなく、食べてるけども、外国産の安いやつ。自給率が41%といわれ、牛肉は、実際に国産が41%しか市場に出ていない。

消費者のニーズと自給率の41(%)と(の関係)を、県民にどういう形で伝えていくか、私はそれが非常に大切だと思っている。だから、この計画は、むしろ外部に発信して、計画の要約版を配布していく。そういうことが食料に対する関心、或いは安全に対する関心を上げる一つの要素となってくると思うんです。ここだけでやりとりしていても、そう簡単に自給率(を上げよう)、ちゃんと国産、福島県産を買いましょうという意識は出てこないと思う。経済状況が苦しくなればなるほど、いかに消費者に国産、県産、安全性をアピールするか。その方法論をきちっとやった上でないと、この計画は、実効性が上がってこないのではないのかなと思っています。

議 長

ありがとうございました。御意見として受け止めさせていただきます。平久井委員、お願いします。

平久井 委員

はい。消費者代表として、4月に、委員(への就任について)内々に(連絡が)あったので、買うときは、県産のものと、すごく目を光らせてお店に行っております。

私、福島市内に在住なんですけども、あるお店に行くと、地場産の直売所ではないですが、東和産の野菜類をお店に置いてあるんです。お客さんたちは、若い人も高齢者もまっすぐその地場産のところに行きます。ところが、夕方になると(農産物が)ないんです、4時以降は。新鮮なものを入れるということなんでしょうけど。

例えば、ほうれんそうは、冬のもので今が一番栄養あるし、体にいいんですけど。地場産のがなくて、群馬県産だの栃木県産だの、そういうほうれんそうを買うはめになる時もあるんです。

バイヤーの方とお話しした時にどうして県産の柿を置かないのかと聞いたことがあるんです。柿が木になったままでは、かわいそう。カラスのえさにするのもいいけど...と。そしたら、(バイヤーの方は)「美味しくない」と言うんです。身不知柿も会津ではなくて、遠い方から運んできた柿です。りんごも青森産や山形産が置いてあるんです。「福島県産じゃなきゃ買わないよ」とはっきり言ってやりました。

あと水産物もそうです。福島県産の、相馬とかいわきとかが本当に数

少ないんです。そういうのを見ると消費者としては、もっと県産のものを置けばいいのになと思うんです。

福島県産のナメコを買おうと思ったら、結局、山形県産しかなかったから買わないできちゃったりしてます。それから、肉も、やっぱりパイヤーの方がカナダ産のものを「安いよ。美味しいよ。広告にも出てたでしょう。試食してみなさい」と言われて食べました。固くて美味しくなくて、少しでもいいからやっぱり美味しいエゴマの（豚肉）を買ったりしています。

やはり、消費者の教育といったら変なんですけど、消費者に県産のものの美味しさをPRすること、パイヤーの方にもPRして県産のものになるべく入れてほしい。高いのはわかるんですけど、（県産の）野菜も置いてほしい。米なんかは、普通のお店にも地場産のものが置いてあって、大変いいことだなと思っています。以上です。

議長 どうもありがとうございました。他にいかがですか。
はい、武田委員、お願いします。

伊藤委員 今、お話しいただいた平久井委員の御意見にも呼応するんですが、一番最初に発言いただいた岸委員の（食料）自給率向上の話です。

第7章の（1）県民に期待する役割を読みますと、県民の消費行動とか、本県の農林水産業・自然環境など書いてありますので、広くみれば自給率になるんでしょうけれども、（それよりは）前から話に出ている「地産地消」という言葉の方がより適切なんではないかと思います。
いかがでしょうか。

議長 「地産地消」という表現で明記してはどうかという御意見だと思います。御意見として受け止めて、今後検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
他にいかがでしょうか。はい、茂木委員お願いします。

茂木委員 全体的なところ（の意見）でもよろしいですか。質問は、今説明したところだけですか？

議長 いえ、全体からで結構です。

茂木委員 16ページを開いていただきたいのですが。その29行目です。
我々を取り巻く情勢がちょっと変わってきてまして、土地改良事業費を半減して、戸別補償するという話にもなってきたので、認識としてお話しさせていただきたい。
例えば、工場製品であれば、製品を作るためには、製造設備が最新型

であったり、或いは老朽化しているものは更新する。コスト縮減を求められれば、そのコスト縮減にあったような改善をしなければならない。そういう意味で、農産物を製品に例えると、製造設備というのは、農地であったり、農業用水だったり、農業用排水路だと思うんです。農業と土地改良事業がまるっきり別の問題、別のものとして取り扱われているような気がしてならない。

この 29 行目を読むと「本県農業生産力の強化に向け、農業経営の発展を図る、とともに、農業用水利施設」云々と言っていて、これは並列ですね。私とすれば、認識として「農業経営の安定を図る、ために、農業用水利施設...」となるのですが、そういう考え方をしないと。農業生産基盤のお金がどんどん削減され、農地集積もコスト縮減もできなくなってしまうのではないかと、そういう意味でも、ここの考え方をもう少し吟味してほしいなと思います。

議長 茂木委員としては、「...安定を図るとともに、...」ではなく「...図るために、...」へ変えるべきではないかという御意見ですね。

いただいた御意見については、後ほどまとめて（事務局から）回答したいと思います。他にいかがですか。関連するところなどありましたら。柏村委員、お願いいたします。

柏村委員 お世話になっております。

先ほどの（食料）自給率の件ですけど。自給率というのは、国内産を消費しての数値だと思いますので、輸入物が国内産かということだと思います。我々は、農産物を販売していますけれども、先ほど、直売所で（農産物が夕方には）なくなってしまうとありましたが、（出荷する側からは）いつも余っても大変になってしまう。量を作るということは、各地方、各地域、各県に販売しなくては、採算が合わない。そういう意味で、直売所などの地元ばかりではなくて、方々に出して利益を得る方法でないと採算が合わないんです。

だから、地産地消も大事ですけど、どの地域でもみんな一生懸命作っているものですから、国内産を選んでもらって、自給率全体を高める、そういう考えでいいかなと思っております。地元産でも、競合すると値段も全然安くなってしまったり、消費しきれない。私たちも、北海道や東京、関東方面に出荷しているので、そういう感じでいいのではないかと思います。

（農地）集積については、うちの方でもほ場整備をしております。私ごとで申し訳ないですが、2町（歩）ばかりのほ場整備のために休耕したんですが、これには、何の補償もない、収入も全然補償ないし、まして少し種子生産しようということで、種子を自分で確保しなくてはならない。そのために、無理言ってよその田んぼを借りても、自分の2町

歩は全然収入ないし、借りた田んぼに小作料を払っているのが本当に厳しいんです。それでも、将来のために（農地を）集積して、広い田んぼを作るため、今は、我慢時かなと思っております。将来のためには、どこかで我慢しなくなくてはならないので、（行政には）できるだけ（農家の）負担がかからないように考えていただいて、ほ場整備を進めています。

また、今の厳しい状況で、（農地を）貸している方々がみんな売りたいと言うんです。負担金も大変だし、これから負担金の返済が始まるし。うちの方では、羽鳥湖からの水利費がかかっていますし、水路を修繕する時期が来ていて、うちでは7反歩くらい、300万円くらいの修理費を1軒で負担しなくてはならない。これを、22年度に払わなくてはならないんです。水田に対する負担金とか、細々した経費があんまりかかりすぎて、現在の米の値段では到底支払いきれない。米の価格が暴落していますので、米を作ると、生産費が一番かかってしまい、（利益は）面積10aで、400円ちょっとくらい、トマトなら700円ちょっとくらいあります。水田は、率が悪い。後継者たちのためにも今なら（農地の）値段が安いから買ってあげたいと思っているんですけど、水利費負担、付加金負担、改良区負担と米の値段とを考えると、やっぱり考えてしまう。今、本当に（農地を）手放す人が多いです。一時は、100万円～300万円くらいでしたが、今は50万、60万ですから。そういう意味では、今（農地を）集める時なのですが、その後の負担金があまりにも多すぎて、ちょっと考えてしまうという状態です。

議長

どうもありがとうございました。

水田農家の厳しさについて、現状の報告をされたかと思います。

他にいかがでしょうか。渡部委員、お願いします。

渡部委員

今回初めて出席させていただきました。渡部でございます。よろしくお願いします。

皆さんで何回も検討された資料ですが、事前に事務局からいただきましたので、一通り見させていただきました。2、3点疑問に思った点がありますので、お尋ねしたいんですが。

だいたいこの資料にあるとおりに、農業或いは林業、それぞれに浸透していけば、福島県の農林業関係は、採算ベースに乗って、しかも所得倍増になって、農業県として素晴らしい県になるのではないかとの考えを持ったわけです。

そこで、この計画の内容を具体的に誰が、どこで、どのような形で進めていくのか。或いは、農業者、漁業者、林業者の方々にどのような施策、手法でもって進めていくのかということが一つ疑問に持ちました。ここで検討してから、どこをどういうふうに進んでいくんだら

う。ここには、各種団体の皆さんがお集まりになっていますから、そういう点でもどんな形で（進めて）いくのか、疑問に持ちましたので、ぜひ教えていただきたいなと思います。

それから、おそらく県内の農業者であれば、自立できる農業者、いわゆる専業農家、或いは第1種第2種兼業農家、それから中山間地域で農業をしている方々、中山間地は本県を含めて全国的にも60%を占めているということがあるわけですが、この3層に対してどのような効果が（あるのか）、この計画から取り出してどのような形で進めていくのかについて非常に疑問を持ちました。日本の平均寿命は、女性で86.05歳、男性で79.29歳ですが、私も今、中山間地に入って取組みをしていますけれども、70歳を越えても（現役です）、60歳というのはまだまだ。あと20年働かなければ、その集落を、或いは農業を維持できないというのが実態。2007年に県が過疎地域指定の28市町村を調査した中で、県内の41集落が消滅のおそれがあるという発表がされております。そういう中山間の農業に対して、具体的にどのような取組みをすればいいのかを一つ教えていただきたい思います。

手法としていろんなやり方があると思いますが、また質問させていただきたいと思います。とりあえず、その点を教えていただきたいと思います。

議長

はい。関連した御質問はありますか。よろしいですか。

せっかくですので、他にありましたら、この点についてお願いしたいと思います。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員

少し戻るんですけど、先ほどの土地改良関係の話です。

非常に厄介な難しい問題だと思います。限られた予算の中で国会で（土地改良事業の予算を）ばっさり削減して、それを戸別所得補償にまわしたという。それは、その通りですが、厄介な問題というのは、東北ではまだそれほど大きな問題にはなっていないのですが、水利施設の維持管理がとてもしんどくなってきている。（維持管理する）ためにはものすごく財政負担しないとできないということがある。既に西日本では問題になっていて、いずれ東北にも入ってくるだろうということです。その反面、さっき言ったように財政負担は土地改良から縮減、削減されてくる。

そういう中で、資料の16ページを読んでみると、その部分については、農業用水利施設に関する効果的な、適切な維持管理に入っていて、そこで読みこなすしかないんですが。この問題はもう少し先に行くと福島県の土地利用型農業をどういうふうに考えていくのか、場合によっては水利を使わないですむような形で、施設等の維持管理コストを下げっていくようなことを視野に入れて、そういう文言にされてはどうかと思います。

す。その１点です。

議 長 はい。文言修正への御意見ですね。
他にいかがでしょうか。

では、御質問がありましたので、ここで一旦、答えられる範囲で結構
ですので、事務局からお答えしていただければと思います。

次 長 何点か土地改良事業について質問等がございましたので私から（お答
（農村整備担当） えます）。

１点目は、茂木委員から、16 ページの農業振興について。福島県の農
業の振興、さらには経営の安定と土地改良事業については、一体不可分
のものと捉えております。農業の振興、いわゆる生産性の向上、低コス
ト農業を図っていくためには、その基礎となります、農地、水、農業水
利施設等の整備が不可欠でありますので、当然一体不可分のものと考え
ております。茂木委員から、農業経営の安定を図るために、農業用水利
施設とか、農地等の整備をする必要があるのではないかというお話だっ
たのですが、我々としてもその思いは同じでございます。

もう一点、伊藤委員から、土地改良施設の維持管理ということで、今
後適切な管理が重要であろうというお話がございました。その辺につい
ては、161 ページ、重点戦略の 7 で、「農業水利施設等のストックマネジ
メントの推進」として、既存施設を有効活用しましょうという観点から、
既存施設の長寿命化とトータルコストの低減に向けた取組みを今後推進
していくということ。県、市町村を含めた受益者の負担軽減にも繋げて
いきたいと考えております。

もう一つ、柏村委員から、ほ場整備等の負担についての話ありました。
経営体育成基盤整備事業につきましては、国が 50 %、県 30 %、残り 20
%につきましては市町村 10 %、農家の方が 10 %という負担割合で事業
を実施しております。農家負担につきましては、公庫資金を借り入れて、
あとで償還するというシステムになっております。ある一定の集積等を
図れば、5 / 6 につきましては、無利子で借りることができます。1 /
6 は有利子になるということで。我々も試算していますが、15 年の償還
で、一反歩当たり、1 年間の償還金につきましては、15,000 円程度にな
るかと思えます。先ほど、300 万ほどというお話でしたので、私もちょ
っとびっくりしたところですが。ほ場整備等の負担につきましては、そ
ういう水準にございます。私の方からは以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
はい、岸委員お願いします。

岸 委員 先ほど、伊藤委員のお話で、水を使わない農業と聞いたんですけど。それは、非常にエポック的なことだと思うので説明していただけますか。

伊藤 委員 水を全く使わないわけではないんです。水田では、今米が余っているわけで、生産調整が一層増えてきている。そういった中では、水田での畑作化といったことも、進めていく。水田を（水田として）いつでも使える形だと、どうしても従来の保全管理（が必要となり）、維持管理コストがかかるわけです。水利が発生しないような、止めてしまうようなことも考えてもいいのではないかというわけです。

議 長 岸委員、よろしいですか。
はい、柏村委員。

柏村 委員 その（水利費）300万というのは、羽鳥湖から水を運ぶ水路なんです。水路補修です。そのような（負担）割合で、（連絡が）来てます。

議 長 はい、補足いただき、ありがとうございました。
先ほど、渡部委員から、この計画を誰がどのようにして進めていくのか、特に中山間地の場合、どのような手だてでやっていくのか、そういった御質問がありましたが、どなたかお答えできる方は。
はい、お願いいたします。

農林企画課長 その前に、先ほどの茂木委員のお話で、松浦農村整備担当次長からもありましたが、16ページの該当部分につきましては、後ろの45ページをお開きください。
（このページは、）めざす振興方向等につきまして、それぞれ後で農業の振興とか林業の振興とかありますのでその項目を圧縮した形で記載しております。ここの施策の具体的な取組内容でも、農業経営の安定を図るため、ということで、そのような認識を持っていると御了解いただきたいと思います。
それから、渡部委員からのお話が、何点があったわけですが。今回、このような形で5年間の農林水産業振興計画としてまとめているわけですが。これを具体的にどういうふうな形で進めていくかということになるとと思いますが、195ページの計画の実現のためにというところで、それぞれの役割として、先ほど項目だけを申し上げて、文面については、説明を省かせていただいたわけですが、（6）に県の役割もございまして、このような形でこの計画を進めていくということです。
また、165ページに、「第6章 地方の振興方向」ということで7地方の振興方向がございまして。全部は申し上げませんが、そこでも、いわゆる中山間地域に関係するような、例えば、農山村の活性化などの項目も

ありまして、その中で対応していきたいということです。後ほど御覧いただければと思います。

議 長 （まだ）御意見があろうかと思いますが、一旦ここで休憩を取らせていただきまして、後ほど再開させていただきたいと思います。

今までのところについて、最後にもう一度時間を取らせていただきますので、納得のいかない方は、またそこで御意見をいただくことにしたいと思います。

（ 休 憩 ）

（ 再 開 ）

議 長 それでは、時間になりましたので、会議を再開します。

では、新たな農林水産業振興計画 指標についてに移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

農林企画課長 はい。では、資料3に基づきまして、新たな農林水産業振興計画の指標について説明させていただきます。

まず、書き方ですが、一番左側から、施策の分野、指標名、内容、目標値設定の考え方、それから19年の現状（値）、20年も一部ありますが、そして目標（値）でございまして、備考欄に、増加率を記載しております。

1ページ目につきましては、左上の欄外にありますとおり、「魅力ある農山漁村の形成」に関連する指標になっております。その中で網掛けしている部分があるわけですが、（網掛け部分は）全体で23指標ございます。一部、再掲もありますので、23の指標があります。これにつきましては、今回策定された、県の総合計画にあがっているものでございます。

また、最後まで見ていただきますと、全体で99の指標がございます。最後、9ページの下から2番目の「保安林指定面積」で99になっております。99では、一つ足りないような感じもありますので、あと何指標が増やす方向で、現在検討しておりますので御了承願いたいと思います。

1ページにお戻りください。網掛けの部分につきましては、前回の審議会でお示ししておりますので、ざっと見ていただければ。

1番目から「農産物加工品販売額」、これは産出額の一部になっております。それから2番目として「農商工連携体を把握した件数」、今現在0（ゼロ）でございまして、これを75件以上にしたいという内容になっております。それから、4番目「快適で安全な農山漁村づくり」とい

う内容がありますけれども、再掲ではありますが、「農道整備率」、8番目「農業集落排水処理人口」とか。あと下の方になりますが、「マツクイムシ被害材積」、「カシノナガキクイムシの被害量」などそういったものを減少させていくという目標になっております。

2ページになります。ここは「農業の振興」で、13番から23番、その下に再掲で3つほどあります。これらについては、総合計画の中にあげているものでございます。

3ページでございます。施策分野の2番「経営安定」の中で、26番目「農用地利用集積面積」、それから27番、先ほど説明させていただきましたが「所得目標を達成した認定農業者数」ということで、5,000経営体以上ということでございます。

それから、3番目の欄、「農業生産基盤の確保・整備」というところで、基盤整備関係の目標値がございます。28番目「機能向上により用水供給が確保される面積」とか、33番「補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積」、その下「湛水防除が維持される面積」など基盤整備関係の目標値になっております。

4ページでございます。農産物生産の作付面積等の指標になっております。前回の審議会でも、作付面積等の指標を出したらいいのではないかという御意見をいただいたところですが、それを踏まえてこういう形で指標化したところですが。

5ページでございます。4番目に「農産物の生産振興」で同じく、畜産関係の指標がございます。55番「肉用牛飼育頭数」ですが、目標設定の考え方を見ていただきますと、現在走っている「福島県酪農・肉用牛近代化計画」が27年目標という経過がありますので、そちらと整合性を保って指標を設定したところですが。

一番下の欄を御覧いただきますと、6番目として「新技術の開発と生産現場への移転」です。(移転の文字が)ちょっと消えております。これにつきましては、普及に移しうる成果を、100%普及に移すことができるようにすることをめざすということ、100%と目標値を掲げております。

6ページ、次のページになります。こちらは、「林業・木材産業の振興」でございます。2番の71番「林内路網整備延長」ということで5,200キロ以上、3番「県産林産物の振興」の中では、栽培きのこの生産量等を掲げております。

7ページにつきましては、「水産業の振興」でございます。最初の3つ、網掛けの部分が総合計画にあがっている指標でございます。それ以下「沿岸漁業の生産量」、79番「放流したヒラメの回収量」、それから、3番目「漁業生産基盤の整備」ということで、人工漁礁設置による漁場の整備量なり、磯焼け対策の実施面積ということ、指標化してありま

す。

8ページにつきましては、「安全・安心な農林水産物の提供」でございまして、「信頼性の確保」、2番にありますように、総合計画にあがっている「JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率」、「乾燥材出荷割合」という指標も掲げております。

9ページになります。「自然・環境との共生」であります。主要指標として、総合計画に提出したものとして、エコファーマーとか森林整備面積がございまして。その他、1番目の「環境と共生する農林水産業」の95番、「有機農産物生産工程管理者数」ということで、いわゆる有機農業を行う人数です。5年間で50%増加することをめざすという目標値を掲げております。それから97番、有害鳥獣としてカワウの駆除の達成率、これは100%の達成率ということであげております。

それから、3番の「農林水産業の多面的機能」の99番「保安林指定面積」ということで、104%の目標値を掲げているという内容になっております。

非常に簡単ではございますが、指標について御説明いたしました。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明について、各委員から御質問・御意見がありましたらお願いします。

はい、但野委員お願いいたします。

但野委員

有害鳥獣ということでカワウは載っているわけですが。私のところでは、現在、イノシシに農地は掘られっぱなし、サルにカキその他食われっぱなしということで、イノシシ、サルの被害が非常に大きくなっている。にも関わらず、ここにはカワウしか載っていないのですが。

問題の一つとして、昔と違って山の手入れをしなくなっていることも原因だと思えますし、或いは針葉樹林中心になってきている面も多いのかなと思えますけれども、いかんせん、山に人が入らなくなったためにどうしても彼らの食を満たすことができなくなって、どんどん人に近づいてきて人の残した残飯を食いあさって、それがだんだん当たり前になりつつあるのかなという思いがしています。

やはり考えていかななくてはならないのは、ここにもマツクイムシの指標が出ていますけれども、マツクイムシ(対策)で私も、森林組合のお世話になって20数年の木を伐採して杉を植えたわけですがけれども、そういった場合には、2回内の補助が出るということで補助率が下がると言われました。100年以上経った県産材を住宅にまわすということであれば、当然そういったものは、マツクイムシ防除の金で、ある程度手入れをしていかないとダメだろうと思えます。

そういうことが、ひいてはきちっと環境を守るための第一歩となり、水を守ってくれる、しかも山に入ることによって、サル、イノシシを従

来いたところまで押し戻す（ことができる）、それでも出てきたものに対しては、鳥害駆除員に撃退してもらうことをしていかないと、なかなか難しい状況。トータル的な施策を取っていただかないと非常に難しい。だから、トータル的な施策とトータル的な補助をマッチングさせてやってほしい。そのことが、（森林）環境税とも絡んでくると私は思いますので、一つご検討いただきたいと思います。

議長 はい、どうもありがとうございました。
はい、では、循環型農業課長。

循環型農業課長 ただ今の、鳥獣害対策でございますけれども。県としても、これまでも、国或いは市町村と連携しながら、この鳥獣害対策に取り組んでいるところでございます。

特に、鳥獣害対策で一番重要なのは、従来ですと出てきた被害を駆除することが中心だったわけですが、今お話がありましたように、まさに里の方に鳥獣が出てこない、降りてこないこと、特にイノシシなり、サル、クマなり、そういうものが降りてこないような環境づくり、こういったものを進めていかなければならないということです。

県としましては鳥獣害対策に関する技術を持った人、人材育成。それと技術、単なる捕獲技術ではなくて、緩衝地帯を設けましょうとか、山の手入れをしていきましょうとか、そういったことを含めてのトータル的な総合技術、そういうものを市町村の方々、或いは地域の方々と一緒になって進めているところです。

ちなみに、市町村においても、鳥獣害防止計画を半数以上の市町村で立てております。こういうことによって、今までの駆除一辺倒から、地域での総合的な対策というように移り変わりつつあります。

指標はないのかというご指摘ですが、これについては、なかなか数字にはなりにくい部分がございます。というのは、被害をどうやって把握するか、現在農家の申告制になっているものですから、必ずしも完全な捕捉ができないとか、程度の問題もあります。或いは種類もたくさんございます。そういう問題があり、ちょっと指標にはなじまないかということで、指標からは下ろさせておりますけれども、実際の対策として進めておりますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長 森林林業担当次長、お願いいたします。

次長（森林林業担当） 委員から、（森林）環境税絡みのお話がありました。森林環境税は、今年4年目、来年5年目になります。中でも、鳥獣被害関連の部分におきまして、被害の多い地域で、今お話ありました被害を受けている農地

と森林の手入れにつきまして、市町村を通じながら助成をし、対応しているところでございます。

トータル的な施策のマッチングというお話もございましたので、現在、次期対策の検討をしているわけでございますが、今後のあり方への御意見ということで、承らせていただきたいと思えます。

議長 どうもありがとうございました。よろしいですか、但野委員。
他にはいかがでしょうか。武田委員お願いいたします。

武田委員 (資料3) 7ページの水産業の振興の84番「生産者などが行うインターネット販売などの取組み数」が現状2件で、目標が10件以上。実は、私は紙媒体の書籍などの仕事をさせていただいているのですが、仕事の半分ぐらいがネットショップさんのライティングをさせていただいています。今ネットショップ業界は、本当に過激な競争をしてまして、皆さんもよく御存じの楽天市場に出店されていても、ちゃんと利益があがっているショップさんは、1、2割なんです。そういうのを見て、中小のネットショップさんも毎日勉強してますし、今では大企業がどんどんネット業界に参入して、本当に大変なので、個人的な興味になってしまったら恐縮ですが、現状の2件が、どんな業績をあげられているのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

また、目標を10件とあげたことに関しても、5倍というには理由があると思うので、その辺もお伺いできたら嬉しいと思います。よろしくお願いします。

議長 どなたかお答えできる方いらっしゃいますでしょうか。

水産課長 水産課長でございます。

まず、現在のインターネット等で販売をしている2件ですが、1つは、漁業協同組合の、そういう業務をやっているところが楽天市場で行っております。

もう1件が、漁協の青壮年部、若い方たちのグループでインターネットでの販売を行っております。漁協の青壮年部については、取扱量はまだ少ない状況でございますが、漁協の販売スタッフが行っている販売量はある程度の取引があります。

いずれもこの動きは、つい最近の動きでして、漁協本体というより、漁協の中のグループでこういう動きがあり、販売の手法として、或いは加工販売への転機ということもございまして、取組み数を増加させていく。漁協の支所単位でございますが、半分ぐらいの支所単位はこういう取組みを促していこうということで、指標を設定いたしました。

議 長 私の知る範囲では、地方自治体でネットショップをやられているところで、成功されている自治体は本当に僅かです。(そういうところは、)自治体の方が本当に一生懸命勉強されて、頑張っているのを見えます。せっかく5倍(を目標)ですので、ただページを作っただけでは売れない時代です、頑張っただけで利益が上がるように、仕事柄個人的にすごく応援しています。

議 長 県の方でも支援をよろしくお願ひしたいということだと思います。他にいかがでしょうか。伊藤委員が先でいいですか、はい。

伊藤委員 私が言う話ではないと思いますが、前回の審議会で大宮委員が話していたと思うのですが。

この指標の中で「うつくしま農林水産ファンクラブ会員数」について、前回、(指標設定の根拠を)よく考えてほしいという意見だったと思いますが、再考されていない。そのまま、また載っているのではないか、ファンクラブ員の数を増やすこと自体は賛成です。ただ、指標値の設定の考え方は、非常に私は危惧している。基本的にはこんなことを考えてます、だけど実際、目標の最終年度に近づくとなんとかしなければと、数だけ増やそうということになりかねない。ここの考え方はこれだけでなくもいいのではないかと。量を増やすことと質を高めるという両方を目指したファンクラブの強化みたいなことを考えればいいのであって、数値目標としては、1割2割でも上げた数値でいいと思います。こういう考え方は行政の計画性が強化される部分を危惧していますので、もう一度再考していただきたいと思います。

議 長 農産物流通課長、では、お願ひいたします。

農産物流通課長 ただ今の伊藤委員のお話ですけれども、(指標設定の根拠の)表現につきましては、イメージしているものであり、どのくらいの割合でこういう方に来ていただきたい、ということで、分かりやすく表現しております。

実際には、農関係のイベントとか、そういったところに興味、関心を持ってお出でいただいた方に、こういう制度があるのでいかがですかということで誘導して、ファンクラブの会員になっていただいています。表現等については少し検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議 長 わかりました。特に目標設定値の考え方を表現したということですか。はい、渡部委員お願ひします。

渡部 委員 (資料3) 2ページの19番ですが、耕作放棄地の解消面積のところ
です。現状の41haが5年後には、2,000ha解消させよう、単年度で400haほ
ど解消していくことになると思うのですが。9ページにも多面的機能の
ところで同じく出ているわけですが、今まで41haだったものが、一気に
400ha、10倍の面積の解消を図るという手法、どういう方法で解消をして
いくのか、その妙案を教えてくださいたいと思います。

議 長 はい、御質問がありましたので、お答えいただきたいと思います。
農村振興課長、お願いいたします。

農村振興課長 ただ今の渡部委員からの御質問でございます。御案内のとおり、福島
県は全国で最大の耕作放棄地面積で21,708haあります。
平成13年度から、県単事業で国内では先駆的な取り組みを始め、平成20
年度までで730ha解消してまいりました。国では、平成20年度に耕作放
棄地を解消して、自給率アップという大きな方針転換をしまして、各市
町村の全体調査を、耕作放棄地を一筆ずつ調査するというところで、平成20
年度末で、県内で9,000ha近い調査をしているところでございます。
今年度もフォローアップ調査をしてまいりましたが、現在で11,400ha
弱の耕作放棄地面積がございます。このうち、営農機械等で整備できる、
いわゆる農地として復活できる農地が、推計値でございますが、約6,600ha
くらい出るのではないかとということで、各市町村に実際に計画を立てて、
解消していく面積ということで調査をしたところ、10%程度、660ha程
度を解消したいということです。県としては、目標ですので、1.5倍、5
割増しということで、まず1,000haを3年間でやろうと計画しており、今
後の5年間ということで、倍の2,000haを目標値として、進めていく考え
でおります。
(耕作放棄地の)解消につきましては、平成21年度から国の交付金制
度がございます。現在、県の協議会に約9億円の交付金を基金として
積んでおりまして、今年度から来年度にかけて、今年度が200ha、来年度
が400ha、市町村の方と一緒に県民総ぐるみで解消を進めてまいり
たい。その他県単事業、或いは畜産の事業、それから雇用基金を活用し
た事業など、様々な事業で積極的に解消に努めてまいりたいと考えており
ます。

議 長 はい、ありがとうございました。渡部委員、いかがですか。

渡部 委員 耕作放棄地を現地調査しますと、柳の木が生えてしまい、松の木が生
えてしまい、そういうところがかかなりあるわけです。これをまた基盤整
備をして、機械を入れて水田に戻す。戻して、稲作を作付するのか、本
県は転作しないで稲作の作付面積が一番多いところです。どういうふう

に次の段階に持っていく計画をされているのか、果たして整備費用が国から満額で補助が出るのかどうか。地権者が、きちんと引き受けるだけの補助事業として出てくるのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいのですが。

農村振興課長

いわゆる林野化して、解消するのに相当困難性を伴うものには、林地化も視野に入れながら、いわゆる緑の部分、黄色の部分、赤の部分ということで、各市町村の農業委員会で判断をしていただくことになっております。どうしても農地としては難しいところには、赤として農地から外していただくことも必要になるかと考えております。

また作付する品目につきましては、各市町村でJAや土地改良団体、或いは県の農業普及所と一緒にあって、適地作物を作っていくという観点から進めていきたい。当然、ブロッコリー等の土地利用型野菜が向くところ、気候的に向くところ、またデントコーンや飼料作物を進めるといふ山間地もあるでしょう。また、会津のかおりというそばなどで、地域作物の振興という観点から耕作放棄地を解消していくと。

いろんなメニューがございますので、国の交付金は基本的には1/2（の補助）ですが、将来にわたって利益が出るような耕作物を地域の皆さん一緒になって計画を立てていただき、県も支援してまいりたいと考えております。

渡部 委員

素晴らしい回答だと思います。チャレンジ精神で頑張ってくださいたい。

議 長

はい、この指標自体についてはよろしいですか。
他にいかがでしょうか。

全体の時間がかかり押してきているものですから、あとお一人くらいにさせていただきたいと思います。

降矢委員、お願いいたします。

降矢 委員

はい、言わせてください。

今の耕作放棄地の話ですけど、私も中山間地に住んでいますので実情はよくわかります。なぜ、耕作を放棄しているかといったら、その土地で、ものを作っても売れないから。売れないということは労働報酬は、時給200円か300円の世界なんです。だから作っていないわけですが、荒らした方がいいわけですが。土地を荒らして税金を払った方が安い。そこに肥料をまいて、野菜を作っても売るよりも経費が掛からない、というのが現実です。

農家側から言わせてもらえば、遊休農地とか耕作放棄地はどうした方がいいのかということでは、実際問題農家人口が減っていますから、元

に戻せないところもあるでしょう、そういうところは、林野化するということで、農地でなくするということになりましたから、それでいいと思います。

田んぼは、どんなに頑張っても田んぼです。田んぼは、稲を作るための土地なんです。そういう土なんです。それなのに野菜を作るということは、そもそも大間違いだと思います。畑で作るものは、畑の土が必要で、畑作をするんです。田んぼは、米を作るために、土がそういうふうにならされてきたんです。それなのに畑でも田んぼでも土地なんだから何でもできるでしょうというのは大間違いです。認識を改めてもらわないといけません。

遊休農地や耕作放棄地をどういうふうに使ったらいいか、我々が思っているのは、野菜を作るのではなく、飼料作物を作って、なるべく穀物の輸入の割合を減らしていく。畜産農家には少し高い買い物になるかもしれないけれど、お互いに歩み寄って飼料として使ってもらうというふうな。食料ではなくて飼料の生産に重点をおいて耕作放棄地を解消していってもらうのが一番いいのではないかと考えております。

渡部 委員 先ほど私が質問した件について、具体的な回答は。

議長 その点は、あとでまとめます。指標に関わるところで御意見をいただければと思います。

渡部 委員 先ほどは（耕作放棄地の解消面積の）指標 2,000ha について、チャレンジ精神で頑張ってもらいたいとお話し申し上げたのですが、ちょっと無理ではないかと思うのです。ちょっと検討していただいた方が。この審議会でも 2,000ha を容認したということになるときついのではないかと思うので、本当にこれでやっていけるというのであればよろしいですけれども。もう一度検討していただいてもいいのではないかと思いますので、それだけ申し上げておきます。

議長 他の方はいかがですか。耕作放棄地の面積について。

但野 委員 降矢委員から、耕作放棄地なり、遊んでいる土地は飼料作（にする）と。大変ありがたいお言葉を頂戴したわけですが。

我々の畜産業界は、今まさしく専門化されている中で、現在作っている農地プラスアルファの部分が、先ほどから問題になっている基盤整備がされていることが一つ（前提条件です）。

もう一つは、我々のトラクターなりロールベラーなどの収穫機は、トラクターで3トン、後ろに2トンの5トンクラスのもので、全長が7、8mにもなってくる。当然、それに伴い、農道がきちんと整備されてい

なくてはならない。専門化された中で、プラスアルファのそういう土地を作る人はいいいですが、牛の管理をするうえに、飼料作となると過重労働となる。国もコントラクターという制度で、土地を持っている人が飼料を作る、畜産農家はそれを買ひ上げるという形になっておりますので、そういった農地の有効利用を考えたときには、稲わら等の収集（作業）も含めて、コントラクター制度がきちっと確立されてくるのが、一番大切になってくるのではないかと。

県を通して我々畜産農家、そして一般の農業者を含めた合意形成が必要であろう。やはり今後の県の働きを我々は期待をしながら進めていく。現に1、2件ほどコントラクター制度を取り入れてやっているところもございます。

議長

ありがとうございました。
部長、お願いできますか。

農林水産部長

耕作放棄地につきまして、いろいろ御意見をいただいたわけですが。

今、私どもが考えておりますのは、一つは国の新しい制度が導入されたということでございます。

従来は、耕作放棄地について、農林業センサスで出た数字で市町村でなかなか取組みにくい状況にあった。それを昨年度、国がこのままではいけないと、市町村ごと、一筆ごとに耕作放棄地を洗い出して、果たしてこのまま農地として使えるのか、使えないのかという色分けをする作業をやらせていただいたわけでございます。農地として将来も使えると市町村から報告が上がってきているものが、先ほど農村振興課長が御説明した数字になっておりまして、その数字を元にそれぞれの市町村がその地域にあった再生の計画を策定するという作業を進めている最中でございます。

お話のように、もともと水田だったものが耕作放棄地になったものもあるでしょうし、或いは桑畑が放棄地になったというものもあります。また、ぶどう等の果樹園が放棄地になったというものもあります。

地域の協議会を作り、それぞれの土地の事情に応じて、どういうものを作ったらいいかを、市町村と関係団体、県の農業普及所が一体となってこれから考えていきたいというものでございます。

その取組みが徐々に形になってきているところも出てきておりますので、できたものについては、国の補助金を活用して、再生作業をしていく。重機の力が必要なところとそうでないところ、いろいろありますので、それに沿ったような形で補助金が交付される仕組みになっております。

何よりもまず地域がそれぞれの耕作放棄地を再生していくという意気込み、そういったものが大事ですので、県も一体となって取り組んでい

きたいと思っております。

目標は 2,000ha、毎年 400ha ということで、従来の実績から見れば、非常に高いとお話もありますが、私どもとしましては、これまでにない取組みをしている中で解消できる面積として、数値的な根拠もできつつあるという状況がありますので、2,000ha 必ずできるかと言われれば、今のところ計画ですので、目標として御理解いただきたいと思います。数値の裏付けを取りながら、2,000ha という目標に向かって進んでいきたいと考えておりますので、御理解いただければありがたい。以上です。

議長 どうもありがとうございます。地域の実情に即しながら積み上げて出された数値目標と御理解いただきたいということです。基本的にはこの数値で進めたいということです。

他にいかがでしょうか。では、茂木委員。

茂木委員 計画本文の 42 ページと関連することで、「農業共済への加入促進及び農業災害の発生防止」です。昭和 30 何年からかずっと、農業災害の死亡事故の統計を取られているはずですけど、全国ベースで 400 人くらいが毎年死んでるんです、10 万人あたりになおすと全産業中でだんとつ 1 番です。多いと思われている建設業の 4 倍くらいあるんです。うちの県も高齢化がどんどん進んでいくと、70 歳以上の人の死亡事故が 7 割か 8 割になると思いますが、そういう中で何らかの指標をもって労働災害、農業災害の防止を図っていかないと、まずいのかなと思いましたが、このところで何か指標的なものをもっていけたらと思います。

議長 はい、農業災害防止に関わる指標があってもよいのではないかという御意見です。

農業担い手課長 ただ今の農業災害について、農作業事故と理解させていただきました。39 ページに特に今お話ありましたように、高齢者の農業の活動促進のところで、高齢者の作業には安全性を考慮した作業環境を推進していくということで項目を入れさせていただいております。

先ほどありましたように県内でも年間十数件の農作業事故があるということで、これらを踏まえて書いておりますけれども、指標の方は検討させていただきたいと思います。

議長 それについては、持ち帰って検討するというところでよろしいでしょうか。

では、佐瀬委員お願いいたします。

佐瀬委員 資料の 5 ページの 5 番ですけれども、65 番の流通消費対策のところ

す。県のアンテナショップが東京駅の周辺にございます。首都圏在住の方に聞くと、あの場所ではだめだよといつも言われるんです。私もなかなか行く機会がなくて、情報しか得ていないんですが、鹿児島県辺りのショップが近くにあるらしくて、スーパーに用意してあるような買物籠をお客様が入ったらすぐ渡される、すると渡された方も何か一つ買おうかなと（思うらしいです）。福島県はそういう意欲がない、ただ品物が並んでいてどうぞ見てくださいで終わってしまっているのではないかと。

どうしても私達生産者の場合ですと、元来農家ですので、農産物を作るのは、プロ中のプロでございます。この計画にもありますけれども、販売促進とかそういう部分は本当に苦手で、そういう生まれもった性分ではないかなと思います。

これからは、それでは農家として生きていけないということで、私どもの組織ですと、首都圏にどんどん出て行っております。先日は上野公園で開催されましたフェスタに二日間行ってまいりました。やっぱりお客様と直接対話しながら販売すると、消費者の動向も分かりますし、本当に忙しく過ぎた二日間でございます。

ぜひとも、このアンテナショップをもっと活性化していただいて、福島県はここにあるぞという意気込みを見出せるような店にしてもらいたい。この間の上野公園で「ああ、会津は分かるけども他は分からないよ」と、実際のところ福島県の場所も分からないようなお客様がいっぱいおります。だから、もっともって福島県を農産物を通してでも何でも、アピールできるような施設にしてもらいたい。場所を変えるとか、もっといい方法があればぜひやっていただきたいと思います。お願いいたします。

議長

はい。農産物流通課長。

農産物流通課長

65番に書いてあります、指標でございますけれども。ここでいうアンテナショップは東京の葛西にあります「ふくしま市場」でございます、委員からお話のありました東京八重洲は「観光交流館」であり、どちらかという観光や定住・二地域といったところに重きをおいており、イベント的なものとして、土日などは食の販売という形で進めているところでございます。性格的にはアンテナショップではなく、周りにアンテナショップがいっぱいあるということで、初めて入られた方からはあんまりものが置いてないねという話になるんですけれども、そのような整理をされているということです。

ただ、非常に場所がよいということで、かなり入り込み数も多いと聞いております。特にイベントをする土日は、来訪者が多くなると。直接、生産者、生産者団体の方が、そこで販売をするということになりますと、そのお客様が内容をよく承知された上で買っていかれる。非常においし

いものが出ているということで評価が高くなっておりまして、今、観光交流局の方で仕切っておりますけれども、農林水産部も一体となって、産地でどういうものを出していくのか、消費者の方々からどんなニーズがあるのかというようなことも踏まえた上で、取り組んでいきたいと考えております。

議

長

どうもありがとうございました。かなり評判が高い、さらにまた評価を高めていくための努力を怠らないでいきたいという御回答かと思いません。

他にもあるかと思いますが、ちょっと全体の時間もありますので、次に進めさせていただきます。

先ほど、事務局からの説明もございましたが、第3章第1節の基本目標の内容を伝える県民へのメッセージです。前は、キーワード等が示されていたと思いますが、今回、それを一回やめにして、皆さんの方から御意見があれば出していただいて、それを元に県民へのメッセージをまとめたいということです。

ここで御自由に出していただいて、それを事務局でまとめてくださると思いますので、いかがでしょうか。こういうキャッチフレーズがいいのではないかなど出していただくと大変ありがたいのではないかと思います。よろしく願いいたします。

急に言われても困りますよね、こういうのは、少し考えないと。では、これは、持ち帰って考えていただいて、お正月明けくらいまでに、事務局までぜひ積極的にお寄せいただければよのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それぞれのところで御意見いただきましたが、全体を通して確認等、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

はい、岸委員お願いいたします。

岸

委員

これだけ分厚い計画書になりますと、なかなか見て分からないところが出てくると思うんです。

第4章の施策の展開方向、第5章の重点戦略、そして第6章の地方振興へと流れていって思うんですけれども。多分、第4章を考える中で、いろんな施策があって、それに対してこれが重点ですよということだと思ふのです。それを簡潔にまとめたものが第5章だと思ふのですが、その辺の関連性が分かるような資料をいただくと助かるなと思います。

それから、第6章は、県北地方から始まりまして第7節のいわき地方まであるのですが、それが4章とどう関連しているのかとかが分かるような、簡単なマトリックスがあれば、皆さん非常に理解しやすいだろうと思うし、私も理解しやすいので。この計画書を発行した時にも、それ

を一番後ろにつけておくと、県民の皆さんの理解も進むのではないかと思いますので、お願いできればと思います。

議長 全体の見取り図みたいなものをぜひ示していただきたいということだと思います。
他にいかがでしょうか。
はい、柏村委員お願いいたします。

柏村委員 はい、農業者として。ほ場整備などいろんな面で国、県、行政関係にいろいろお骨折りいただいて、私達農家も頑張っているということで、本当にありがたいと思います。
それ以外でもやっぱり農業者として、ある程度の経営をしてきた上で、行政の助言等を密にお願いしながら、後継者もこういう時代というわけではないですが、いろんな面で農業に目を向けている若い人達がどんどん増えている状態なので、若い人たちにこういう綿密な計画とかを通していただいて、将来性のある農業経営ができるように育てていっていただければとお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長 どうもありがとうございます。今のも、要望ということですね。
他にはいかがでしょうか。

平久井委員 私も柏村さんと同じです。やはり、魅力ある農業にすれば、担い手もどんどん若い方が増えてくると思いますから、その点、地方の振興方向をみると、県北地方、県中地方みんな、農林水産業すべて担い手の確保・育成ということはやはり、その産業の魅力がなければならぬと思います。そして、魅力とは何でしょうかというと、先ほどありましたように時給 200 円、300 円では魅力はありません。農産物の流通も考えて、やはりほんとに笑顔のある福島県にしていきたいと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。よろしいですか、他に。
はい、渡部委員。

渡部委員 先ほどの件ですが、私が言いたかったのは、この計画書を実現するためには、195 ページの計画実現のために、ここが一番重要なところです。この通りだと思うのです。特に、ここに網羅されているいろんな計画については、各団体の方々が、せっかく御出席いただいているわけですから、特に農業分野をとって考えますと、一番身近なのはやっぱり J A です。
(J A 中央会の) 川上参事が出席していますけれども。 J A (女性部

協議会長)の大河原さんも出席されておりますから。やっぱりここに書かれていることは、JAの事業計画、総大会に提案する事業計画とマッチングしていかなくてはいけないと思うんです。来る前に一通り研修してきたんですけれども、大きく離れています、かけ離れている。当然かと思えます。一方では経営を維持していかなければならない。JAは、各事業所ごとに独立採算ですから、経営を維持していかななくてはいけないけれども、福島県が打ち出している計画は、それぞれ予算をつけた計画に出てくるわけです。当然予算がついてくるわけです、それとうまくマッチングした計画づくりをして、この実現に向けて。或いは女性部の方々でしたら、いっぱいありますね、直売所の問題、或いはいろんな支援の問題、いろいろあると思うんです。これを女性部の事業計画の中できちっと盛り込んでいく。そして、県と一体になってこの事業を進めていくというのが、この195ページそのものでなかるうかと私は思うんです。

それからもう一つ、ぜひ考えていただきたいのは、中山間の集落に入りますと、誰かを求めているんです。相談相手を求めている。それは、行政である市町村であったり、或いは集落員制度という総務省が打ち出している集落(支援)員制度があるのです。国で市町村に補助を出して、集落員が、集落に実際に入って、集落の人たちと膝を交えて、相談を通して、集落の活性化を図っていく。福島版の集落員制度というものを私は考えていくべきではないかと。

2008年に県で地域づくり支援事業というのを打ち出しました。これは52市町村を対象に過疎・中山間地域の支援事業をやってきましたんですが、もっとそれを深めて。今度は人。人をきちっと充てる。人を充てた支援事業というのも考えてもいいのではないかなと。支援、アドバイザー、言葉は、どちらでもいいですけど、そういう形のものがあれば、この計画の実現に向けて一歩近づくんではないかなと考えているわけです。

それから、農産物の振興にトマトがあるんですけれども、トマトの中にはミニトマトが入っているのかどうか分かりません。今回の県の21年度の農業賞で会津の方がミニトマトで受賞されました。水稻プラス畑作、ミニトマト栽培で非常に優秀な技術経営をされている。だから、ミニトマトがトマトに含まれていけばいいですけども、含まれていなければ、ミニトマトもきちんと位置づけが必要ではないかなと考えてます。

ぜひ支援制度も含めて御検討いただいて、計画の中にアドバイザーや支援制度、こういうものが網羅できれば、きっとこの計画の実現に向くのではないかなと考えます。以上です。

議

長

どうもありがとうございます。積極的な提案などもしていただきました。

では、お二方が最後ということにさせていただきたいと思えます。

長島 委員
(代理 川上
雅則氏)

J Aグループということで、お話をいただききましたのでお答えをしたいと思います。

まず一つは、今回のこの農業振興審議会の計画につきましては、うちの常務の長島と一緒にさせていただいております。ご存知のように 11月 19日にJ A大会を開いて、この中で中期計画ということで今後3年間の計画、目標とするところをJ Aグループでもはっきりと決めました。その部分についてはそれぞれすり合わせさせていただいておりますので、その上で今現在、各J Aで中期計画の策定を進めておりますので。

あくまでもこのJ A大会で決めました目標、その中でも大きい部分は、一つは消費者の皆さんと連携しながら農業振興を図りましょうという点、それからもう一つは、新たな絆づくりを始めて地域の再生にJ Aも取り組みますというこの2点。ここをそれぞれ地域なり組合の皆さん方と十分連携を進めていくということで決議をし、今計画としておこしている段階です。

そういう意味で渡部委員がおっしゃったような形で、それぞれJ Aの役割を果たしていきたいと考えておりますのでそこは一つ御理解いただければ。

あともう一つ、集落の部分ですけれども、これもJ A自身が本当に自分達の大切な組合員の皆さんの基盤である集落というものをちゃんと理解しているのかという問題がありまして。現在J A白河の中で、T型集落点検という、熊本大学の徳野先生が提案されているものですが、要はその集落の実態、ただそこに住んでいる人だけではなく、そこに住んでいるお子さんが今どの辺に住んで、その方は戻ってくる気があるのかなのか、そこまで全部調べて、その集落のあり方を、今後提言できるようにということです。そういうことを進めておりまして、これも今後、全J Aに展開をしていきたいということで集落にも関わっていききたいと思っております。一つ御報告をさせていただきたいと思います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

それでは大河原委員、お願いいたします。

大河原 委員

私も川上参事と同じようなことを言おうかと。37回のJ A大会を踏まえて、それぞれ活動しております。また、女性部活動の方でございますが、やはり今女性の就農者が60%以上ありまして、直売所での収益というのが、すごくありがたい。今この大変な時だからこそ、直売所の収益が家庭に反映されている時代でございますので。女の人の力というのが大きいんです。年齢がいつても定年制がなく、女性部活動の中でエルダーというコーナーがあり、そういうところで発揮できて、さらに、元

気ももらって、人生の中でまた喜びを感じられるようなシステムになって、みんながいきいきと活動しているところでございます。

ですから、今回のこのような県の形をありがたく感じておりますので、これからも頑張っていきたいと思えます。JA女性部よろしく願ひいたします。

議

長

どうもありがとうございます。

最初に県民が協力、理解をしなければいけない、そのための手立てをしなければいけないという御意見がありましたけれども、それぞれの関係団体が計画を受け止めて、これを具体化していく。県の計画と合わせて具体化していくことが、県の農業振興につながっていくと思えますのでどうぞ皆さん御協力をお願いしたいと思えます。

いろいろな御意見、貴重な御意見が出されたと思えますので、これらを踏まえて最終的にとりまとめさせていただきたいと思えます。文言等の整理など出された意見については、私に一任願ひたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(委 員)

(異議なし。)

どうもありがとうございます。

以上で本日の議事を終了したいと思えます。長時間にわたり、活発なご討議どうもありがとうございました。

司

会

それでは、事務局から、次回の審議会の日程でございますが、2月8日、月曜日の午後ということで準備をさせていただきたいと思えます。予定の方をよろしく願ひしたいと思えます。

千葉会長、ありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして農業振興審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(閉 会)

福島県農業振興審議会出席者名簿

福島県農業振興審議会委員

所 属	役 職	氏 名
福島県農業振興審議会	委 員	浅 和 定 次
福島県農業振興審議会	委 員	高 田 泰
福島県農業振興審議会	委 員	長 島 俊 一 (代理 川上 雅則)
福島県農業振興審議会	委 員	但 野 忠 義
福島県農業振興審議会	委 員	茂 木 功 一
福島県農業振興審議会	委 員	岸 秀 年
福島県農業振興審議会	委 員	大川原 けい子
福島県農業振興審議会	委 員	千 葉 悦 子
福島県農業振興審議会	委 員	伊 藤 房 雄
福島県農業振興審議会	委 員	鈴 木 里 子
福島県農業振興審議会	委 員	平久井 信 子
福島県農業振興審議会	委 員	大 宮 三 枝 子
福島県農業振興審議会	委 員	柏 村 幸 子
福島県農業振興審議会	委 員	佐 瀬 正
福島県農業振興審議会	委 員	降 矢 セツ子
福島県農業振興審議会	委 員	渡 部 敬 二
福島県農業振興審議会	委 員	武 田 悦 江

福島県

農林水産部	部 長	鈴 木 義 仁
"	技 監	小 野 博
"	政 策 監	畠 利 行
"	次長(農業支援担当)	穴 戸 多加志
"	次長(生産流通担当)	須 永 静 夫
"	次長(農村整備担当)	松 浦 幹 夫
"	次長(森林林業担当)	飯 束 昭 三
" 農林総務課	部参事兼課長	菅 野 盛 雄
" 農地調整室	室 長	薄 久 男
" 農林企画課	課 長	高 梨 公
" 農林技術課	課 長	穴 戸 一 男
" 農業振興課	課 長	沼 田 光 夫
" 研究開発室	室 長	川 島 寛
" 農業担い手課	課 長	芳 賀 績
" 循環型農業課	課 長	酒 井 孝 雄
" 農業経済課	部参事(兼)課長	大 平 正 芳
" 金融共済室	室 長	細 川 富美夫
" 農産物安全課	課 長	佐久間 恒 一
" 農産物流通課	課 長	田 村 完
" 水田畑作課	課 長	戸井田 和
" 園芸課	課 長	甲 斐 敬市郎
" 畜産課	課 長	鈴 木 弘
" 水産課	課 長	五十嵐 敏
" 農村計画課	課 長	梅 村 正 敏
" 農村振興課	課 長	佐 藤 弘 一
" 農村環境整備課	課 長	豊 田 裕
" 農業基盤整備課	課 長	斎 藤 忠 弘
" 農地管理課	課 長	光 井 等
" 森林計画課	課 長	相 馬 雅 俊
" 林業振興課	課 長	穴 戸 裕 幸

"	県北農林事務所	企画部長	稲 留 薫
"	県中農林事務所	企画部長	佐 藤 新太郎
"	県南農林事務所	企画部長	阿 部 清
"	会津農林事務所	所 長	遠 藤 亨
"	南会津農林事務所	企画部長	斎 藤 潤 一
"	相双農林事務所	企画部長	浅 野 裕 幸
"	いわき農林事務所	企画部長	五十嵐 文 明
"	農業総合センター	所 長	門 馬 信 二